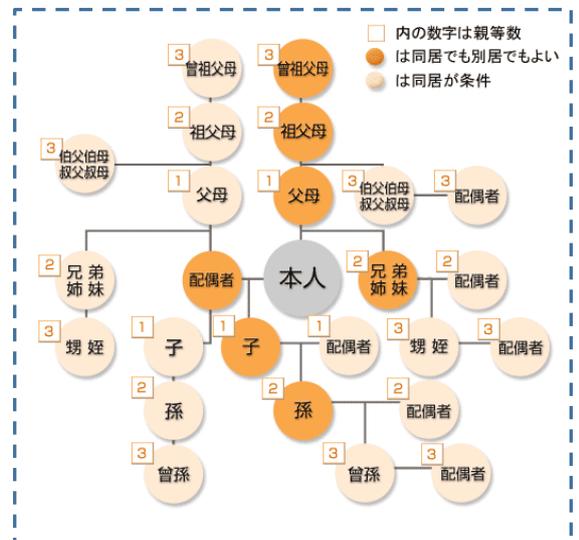
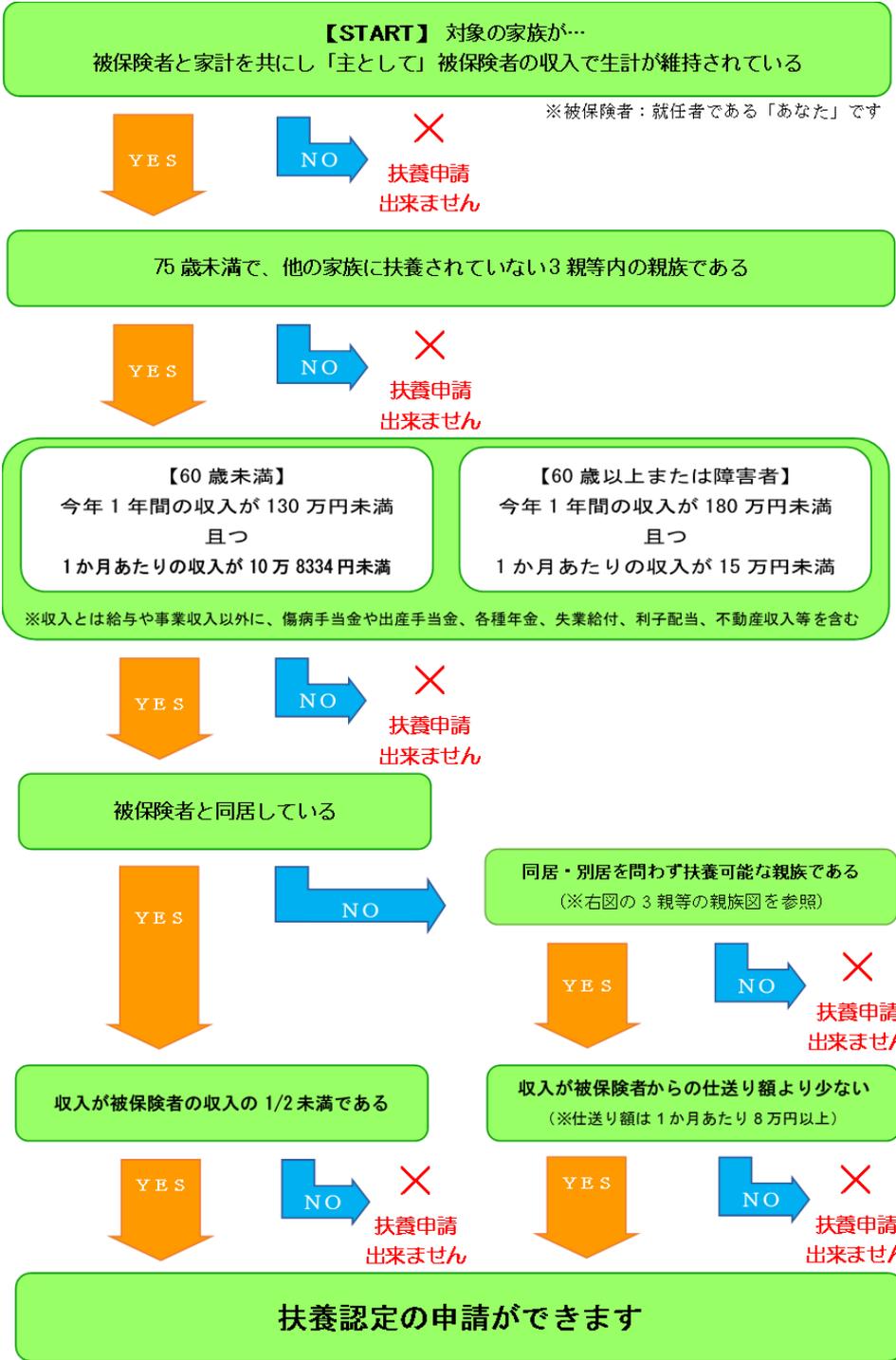


【健康保険とは】

病気やけが、またはそれによる休業、出産や死亡といった事態に備えるため、国民全員が加入している公的な医療保険制度の一つに「健康保険」があります。保険証を病院の窓口に表示すると、一部の医療費負担で必要な治療が受けられるようになります。

【健康保険の扶養者とは】

健康保険には扶養という制度があります。「家族を扶養する」とは「あなた（被保険者）の収入でご家族（被扶養者）が生活している」状態を指し、手続きをすると保険証が発行されて被扶養者も被保険者同様の健康保険を使えるようになります。対象となるご家族がいるか、下記にてご確認ください。



扶養認定の申請が可能なお家族がいる場合は、別紙【ご家族等、扶養する人がいる就任者へのご案内】をご一読のうえ、必要資料を揃えて **3/19 (木) 必着** までご提出ください。申請は4/1以降にいたしますが、申請資料に不備・不足等があると、揃うまで申請が出来ず保険証の発行が遅れますので、予めご承知おきください。